

M C J 火災保険

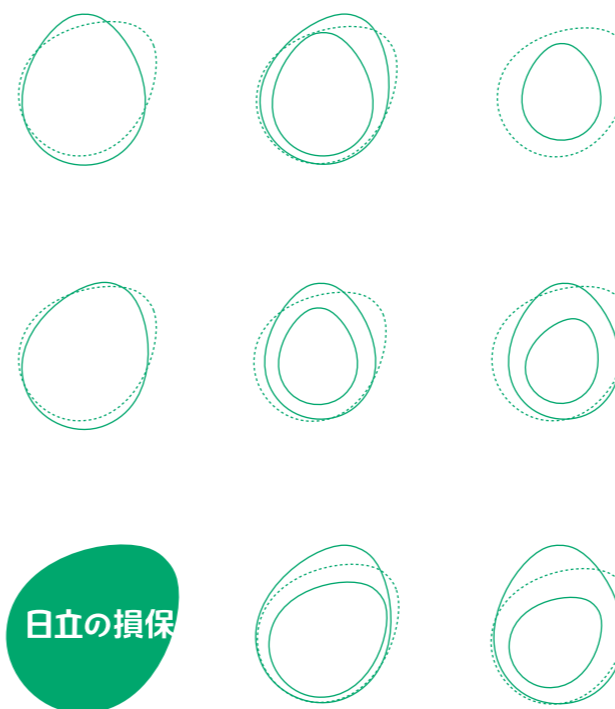


しあわせ マイホーム

融資住宅用火災保険



「MCJ火災保険」は、日本住宅ローン(MCJ)が融資するお客様向けの、日立キャピタル損害保険の火災保険の愛称です。日本住宅ローンをご利用のお客様が、この火災保険に加入できます。



引受保険会社の苦情・相談窓口

保険の内容に関する苦情、ご相談等は日立キャピタル損害保険(株)のお客様相談室がお応えします。

03-5276-5364 受付時間：平日の午前9:00～午後5:00
(土日・祝日はお休みとさせていただきます)

(社)日本損害保険協会の苦情・相談窓口

保険会社との間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会の『そんがいきけん相談室』にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

0120-107-808 受付時間：平日の午前9:00～午後6:00
(土日・祝日はお休みとさせていただきます)
携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。

万一事故にあわれたら

ご被害の調査・確認に際しましては、当社の提携先である株式会社損害保険ジャパンが対応させていただきます。

0120-777-640 にて事故のご連絡をお伺いいたします。
24時間365日

取扱代理店
スマリンエンタープライズ株式会社

お客様専任の損害保険のコンサルタントとして、ご契約から事故の相談までお気軽にご利用ください。

- 東関東営業所 TEL.043(350)3541
- 大阪営業所 TEL.06(6479)6330
- 東京営業所 TEL.03(5298)6778
- 四国営業所 TEL.0897(37)1614
- 北日本営業所 TEL.048(644)3798
- 九州営業所 TEL.092(724)1674
- 名古屋営業所 TEL.052(919)1851

sumirin 住友林業の総合サービス

取扱代理店
住友林業株式会社

〒100-8270 東京都千代田区丸の内1-8-1
丸の内トラストタワーN館15階

取扱代理店
日本住宅ローン株式会社
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-14 後楽森ビル5F

引受保険会社
日立キャピタル損害保険株式会社
〒102-0083 東京都千代田区麹町2-1-4 大手町建物麹町ビル
Tel:03-5276-1393 Fax :03-5276-5962
URL <http://www.hitachi-ins.co.jp>

 **日立キャピタル損害保険株式会社**

Ha05-0042 作成日2006年4月1日

いつまでも安心して暮らせる
高品質な住まいづくり。住友林業

Point

「新価額」を基準に保険金をお支払い
もとどおりのお住まいを補償します

1

しあわせマイホーム

「新価額」(同等の建物・家財の再取得費相当額、実際の修理費)を基準に保険金をお支払いしますので、自己負担をなくすることができます。



**(保険金は実際の損害額)
500万円をお支払い**

※明記物件は除きます。

従来火災保険

「時価額」(新価額から使用による消耗分を控除した額)を基準に保険金をお支払いしますので、新価額との差額を自己負担する必要があります。



500万円から使用による消耗分を差し引いた額をお支払い

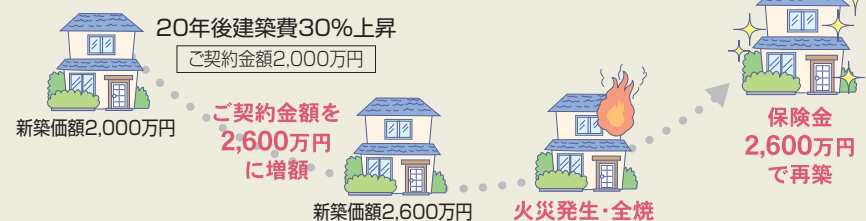
※従来火災保険は住宅総合保険をいいます。

Point

将来の物価上昇リスクにも対応
契約期間中に補償を増額できます

2

将来、建築費の高騰により「新価額」がご契約金額より30%以上上がった場合、日立キャピタル損害保険からお客様に「ご契約金額調整のご案内」をいたします(保険期間が5年間を超える場合)。ご希望により追加保険料をお支払いいただき、ご契約金額を増額した場合には下記のとおり保険金のお支払いができます。(保険金額を増額されない場合には、お支払する保険金が削減される事があります。)



※ご契約金額を増額されない場合には、2,000万円のご契約金額による支払いとなります。

Point

水災を最大100%まで補償します
(従来は損害額の70%までの補償です。)

3

しあわせマイホーム



ご契約金額を限度として
損害額の100%をお支払い

従来火災保険

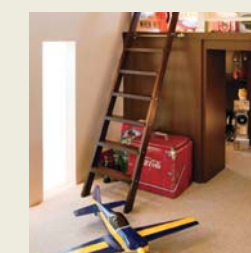


水災
損害割合30%
以上の場合



※「従来火災保険」は住宅総合保険をいいます。

「しあわせマイホーム」は金融機関融資住宅等火災保険特約と
その他特約を付帯した住宅火災保険の愛称です。



大切なあなたの財産。 万が一のときの備えは万全ですか。

「しあわせマイホーム」では、火災による損害はもちろんのこと、落雷やガス爆発、風災や雪災などの損害をはじめとして、水災によって生じた損害、盗難、建物外部からの物の衝突、水ぬれ等、大切な住まいや財産を守るために幅広い補償が用意されています。



しあわせ マイホーム

このパンフレットは「価額協定保険特約」をセットした場合の補償内容を示しています。

基本補償

費用保険金

デラックスプラン

ベタープラン

スタンダードプラン

① 火災

② 破裂・爆発

③ 落雷

④ 建物外部からの物の落下

⑤ 給排水設備の事故等による水ぬれ

⑥ 騒じょう・労働争議に伴う暴力行為や破壊行為

⑦ 風災・ひょう災・(2019年10月の被害が発生した場合)

⑧ 盗難

※注1

⑨ 水災

※注2

⑩ 持ち出し家財

外出時に携帯中の家財（現金・預貯金証券を除く）が建物内において①～⑧の事故で損害を受けたとき、1事故につき家財のご契約金額×20%（100万円が限度）以内で損害を補償します。
※家財を対象にご契約いただいた場合に

臨時費用保険金

①～⑨の事故（⑨の事故の場合は、損害割合が30%以上のときに限ります）により保険金が支払われる時に損害保険金にプラスしてお支払いします。

①～⑧の事故の場合は損害保険金×30%（100万円限度（専用住宅以外の場合500万円限度））

⑨の事故の場合は損害保険金×15%（60万円限度）

破損・汚損

①～⑨以外の不測かつ突発的な事故による損害を補償します。

個人賠償責任保険金

日常生活において、ご家族の方が他人に対して与えた賠償責任を補償します。（お支払いする保険金の額は裏面をご覧ください）

傷害費用保険金

①～⑨および破損・汚損の事故により被保険者または、親族・使用人が死亡・重度後遺障害・重傷になったときに補償します。（⑦・⑨および破損・汚損は保険金が支払われる場合に限りま

損害額の全額をお支払い （ただし、ご契約金額限度）

実費 損害保険金×10%限度	残存物取片づけ費用保険金	①～⑧の事故により保険金が支払われる場合に、残存物を取り片づけるのに実際にかかった費用をお支払いします。
一世帯	失火見舞費用保険金	①～②の事故で他人の所有物に損害を与えた場合（ただし、煙損害・臭気付着総額でご契約金額×20%を限度にお支払いします。
ご契約金額×5% 300万円限度	地震火災費用保険金	地震・噴火・津波による火災で建物が半焼以上または家財が全焼となったときにお支払いします。
実費	損害防止費用保険金	①～③の事故により消火活動に使った消火剤の再調達費など損害防止にかかった費用をお支払いします。
損害保険金×10% 200万円限度	特別費用保険金	①～⑨の事故により全損になった場合に、お支払いします。
実費 10万円限度	水道管修理費用保険金	住宅専用水道管が凍結により損害を被った場合、修理費用を補償します。

損害割合30%以上の場合		損害割合100%（ご契約金額限度）	
スタンダードプラン	損害割合15%以上30%未満の場合（床上浸水）	ご契約金額×10%（200万円限度）	
	損害割合15%未満の場合（床上浸水）	ご契約金額×5%（100万円限度）	
ベタープラン		損害割合100%（ご契約金額限度）	
デラックスプラン	損害割合15%以上30%未満の場合（床上浸水）	ご契約金額×15%（300万円限度）	
	損害割合15%未満の場合（床上浸水）	ご契約金額×5%（100万円限度）	

※注1）盗難の場合の限度額			
家財を対象にご契約いただいた場合、現金（生活用）および預貯金証券（生活用）は右記の金額を限度に補償します。明記した家財についても右記の金額を	現金	預貯金証券	明記した貴金属・美術品などについて
	20万円	200万円	1個または1組につき100万円
	（ご契約金額限度）		

家財の保険もお忘れなく

家具や家電製品などは、建物とは別に保険をつけなければ損害をうけても保険金のお支払いができません。「しあわせマイホーム」なら建物と同じ期間で家財にも保険をつけることができます。家財の「新価額」の範囲内でご契約金額を設定してください。ご契約金額を限度に「新価額」によって保険金をお支払いします。
（貴金属・宝石等の明記物件を除きます。）

※上記は、「家財の保険金実損払に関する特約」をセットした場合の内容です。
※1個または1組30万円を超える貴金属・宝石・書画・彫刻その他の美術品などは、保険証券に明記しなければ保険金のお支払い対象になりません。必ず、ご申告ください。

●詳しくは引受保険会社または取扱代理店にお問い合わせください。

地震保険のおすすめ

地震保険に入っていれば

地震保険では、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

しあわせマイホームでは、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます）。損害をはじめ、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても損害保険金がお支払いできません。これらの損害を補償するには、別途「地震保険」をご契約されることが必要となります。

地震保険の補償内容（お支払例）

地震で火災がおり家が焼けた

地震で建物が倒壊した

津波により家が流された

火災保険では、以下の損害は補償されません。
①地震等による火災（およびその延焼・拡大損害）によって生じた損害。
②火災（発生原因の如何を問いません）が地震等によって延

地震保険のご加入に当たって

- しあわせマイホームとセットでご契約いただく必要があります。
- ご契約金額は建物、家財ごとに、しあわせマイホームのご契約金額の30%～50%の範囲で定めていただきます。ただし他の地震保険と合算して、建物は5000万円、家財は1000万円が限度となります。
- 自動車や現金、預貯金証券、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類などは、地震保険の対象となりません。
- 住宅の耐震性能および建築年に応じた割引制度があります。住宅が一定の条件を満たしている場合に、所定の確認資料をご提出いただければ10%～30%の割引が適用されます。セットで契約するしあわせマイホームが、ご契約期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。
- 地震等により保険の目的が損害を受けても、地震の発生した日から10日を経過した後に生じた損害や、保険の目的の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。地震保険の保険期間についてしあわせマイホームの保険期間が1年をこえる長期契約の場合、原則1年ずつ自動的に継続する方式となります。
- 保険期間の満了する3ヶ月前までに継続しない旨のお申し出がない場合は継続されます。
- 継続されるご契約の保険料は、所定の払い込み期日までにお支払いください。
- 保険期間が始まった後でも保険料を徴収する前に生じた事故については、保険金をお支払いすることができない場合がありますので、ご注意ください。
- ※ただし、しあわせマイホームの保険期間が5年以下の場合は、しあわせマイホームの保険期間と合わせて長期契約いただくこともできます。
- 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、当該地域に所在する建物または家財については地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできませんので

●詳しくは「地震保険パンフレット」をご覧ください。



しあわせマイホーム

しあわせマイホームの補償内容・特約一覧

この文書は「しあわせマイホーム」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
お支払いする保険金および費用保険金（「価額協定保険特約」をセットした場合の補償内容を示しています。）

損害保険金・持ち出し家財保険金 次の(1)～(9)の事故によって、保険の目的が損害を受けたときに「損害保険金」、「持ち出し家財保険金」としてお支払いします。

事故種類	損害の程度、支払条件等	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
(1)火災 (2)落雷 (3)破裂・爆発 (4)建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 (5)給排水設備の事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ (6)騒じよう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為		損害額 × 100% (保険金額限度)	●ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●ご契約者または被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●火災等の事故の際の紛失または盗難 ●家財が壁外にある間に生じた盗難 ●加熱作業または乾燥機による損害 ●戦争・内乱その他これらに類する事象または暴動 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●核燃料物質に起因する事故 など
(7)風災・ひょう災・雪災	損害額が20万円以上となった場合 建物、家財(下記貴金属等を除く)		
(8)盗難	a. 保険の目的について生じた盗取、き損、汚損 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石等	損害額 × 100% (保険証券に明記した場合に限りお支払いします。ただし、1事故につき、1個または1組ごとに100万円が限度)	
	b. 建物内における現金・預貯金証書の盗難(家財を保険の目的とする場合)	(預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害の届け出を行い、かつその預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された事実がある場合)	
(9)水災(台風・暴風雨等による洪水・高潮・土砂崩れ等)	フランド イ. 損害額(再調達価額の30%以上となった場合	損害額 × 100% (保険金額限度)	
	上記イ. 以外で 床・上浸水	ロ. 損害額(再調達価額の15%以上30%未満の場合 ハ. 損害額(再調達価額の15%未満の場合	左記ロ、ハの保険金が同時に支払われる場合、保険金の合計額は、1事故1構内(敷地内)につき、200万円限度
ベテラスプラン 上記ニ. 以外で 床・上浸水	ニ. 損害額(再調達価額の30%以上となった場合	損害額 × 100% (保険金額限度)	
	上記ニ. 以外で 床・上浸水	ホ. 損害額(再調達価額の15%以上30%未満の場合 ヘ. 損害額(再調達価額の15%未満の場合	左記ホ、ヘの保険金が同時に支払われる場合、保険金の合計額は、1事故1構内(敷地内)につき、300万円限度
持ち出し家財保険金(家財を保険の目的とする場合)	旅行等のため一時的に持ち出した家財(現金・預貯金証書以外)が日本国内の他の建築物内において、(1)～(8)の事故により損害を受けた場合	損害額 × 100% (1事故につき、100万円または保険金額 × 20%のいずれか低い額が限度)	以下のものは、持ち出し家財保険金の対象にはなりません。 ●自転車(原動機付自転車を含みます。) およびこれらの付属品の盗難 など

費用保険金 上記の事故のとき、直接の損害以外の様々な費用を補償するものとして「費用保険金」をお支払いします。

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
残存物取片づけ費用保険金	(1)～(8)a.の事故で保険金が支払われる場合	実費(損害保険金 × 10%が限度)
失火見舞費用保険金	(1)、(3)の事故で他人の所有物に損害を与えた場合	被災世帯数 × 20万円(1事故につき、保険金額 × 20%が限度)
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物半壊以上となった場合または保険の目的である家財が全焼となった場合	保険金額 × 5% (300万円限度)
損害防止費用保険金	(1)～(3)の事故で損害の防止または軽減のために必要な費用が有益な費用を支出した場合	実費
水道管修理費用保険金	建物の専用水道管が凍結によって損害を受け、修復した場合	実費(1事故1構内(敷地内)につき、10万円限度)
特別費用保険金	(1)～(9)の事故で保険の目的が全損となった場合	損害保険金 × 10% (1事故1構内(敷地内)につき、200万円限度)
臨時費用保険金(注)	(1)～(8)a.、(9)イ、およびニ.の事故で保険金が支払われる場合 ※ただし、臨時費用保険金不担保特約を付帯した場合はお支払いできません。	(1)～(8)a.の事故: 損害保険金 × 30% (1事故1構内(敷地内)につき、100万円程度) (専用住宅以外の場合500万円限度) (9)イおよびニ.の事故: 損害保険金 × 15% (1事故1構内(敷地内)につき、60万円限度)

(注) スタンダードプランでは臨時費用保険金はお支払いできません。

補償内容を広げる特約(デラックスプラン)に付帯されます。ただし専用住宅以外の場合は個人賠償責任担保特約は付帯されません。)

個人賠償責任担保特約	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	被保険者本人、その配偶者およびこれらと同一世帯の親族が日本国内において次のような事故により他人の身体に傷ついたり、財物を破損した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ・被保険者本人の居住の用に供される保険証券記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶発な事故 ・被保険者の日常生活に起因する偶発な事故	賠償金の額 (1事故につき、5,000万円が限度) 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。	次の事項に関わる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金はお支払いできません。 ・職務遂行に直接起因する賠償責任 ・同居の親族に対する賠償責任 ・他人から借りたり預かっていた物の損壊に関する賠償責任 ・航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任 など
破損・汚損損害等担保特約	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
(1)～(8)a.、(9)以外の不測かつ突発的な事故	●不測かつ突発的な事故によって生じた次に掲げる損害に対しては、保険金はお支払いできません。 ・保険の目的の消失により生じた損害 ・保険の目的の自然の消耗・さび・変色・虫食い等に起因する損害 ・加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・不測かつ突発的な外來の事故によらない電氣的または機械的な事故による損害 ・保険の目的の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ・詐欺または横領による損害 ・保険の目的の腐蝕・掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷であって、保険の目的の機能に支障をきたさない損害 ・土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害 ・保険の目的のうち、電球、プラグ、管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の目的の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この限りはありません。 ・楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断面または打楽器の打皮の破損。(ただし、楽器の他の部分と同時に被害を被った場合を除く) ・楽器の音色または音質の変化 ・風、雨、ひょうし(は砂塵の吹き込みまたはこれらのもの混入により生じた損害 ●家財が保険の目的である場合には、不測かつ突発的な事故によって次に掲げる物に生じた損害に対しては、保険金はお支払いできません。	損害額 - 3万円 (保険金額限度。ただし家財は支払限度額20万円)	・義歯・義肢、コンタクトレンズまたは眼鏡について生じた損害 ・テープ、ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報に生じた損害 ・携帯電話(PHSを含みます)・ポケットベルなどの移動体通信端末機器およびこれらの付属品について生じた損害 ・ノート型パソコン・ワードプロセッサなどの携帯型電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害 ・ラジコンコントローラー・模型およびこれらの付属品に生じた損害 ・自転車および原動機付自転車(総重量が125kg以下のものをいいます。)ならびにこれらの付属品について生じた損害 ・ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイおよびゴカートならびにこれらの付属品について生じた損害 ・リュージュ、ボブスレー、サーフボード、 Windsurfing 帆およびスノーボードならびにこれらの付属品について生じた損害 ・スキー・スノーボード、スキーライダース、起程電動機(モーター・ハンドグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいいます。)、ジヤイロプレーンおよびパラグライダーならびにこれらの付属品について生じた損害 ・動物または植物について生じた損害 など
特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	
傷害費用担保特約	(1)～(6)、(8)の事故の場合および(7)、(9)の事故により保険金が支払われる場合で、被保険者、親族、使用人が重傷を負ったり、後遺障害を受けたり、死亡したした場合 ・破損・汚損損害等担保特約)を付帯した場合には、当該の事故により保険金が支払われる場合を含む	・死亡・後遺障害(180日以内)…保険金額 × 30% (1名につき) ・重傷(14日以上入院、30日以上治療)…保険金額 × 2% (1名につき) (1事故1名につき1,000万円限度、1構内(敷地内)につき5,000万円限度)	

ご契約にあたっての注意事項

- ご契約の際にお知らせいただくこと(告知義務)
 保険契約申込書の記載事項
 ・保険契約申込書の記載事項に誤りがないかご確認ください。万一知っている事実を記入されなかったり、事実と相違することを記入されたときは、保険金をお支払いできない場合やご契約が解除となる場合があります。また、他の保険契約等がある場合は必ずお申し出ください。
- ご契約後にお知らせいただくこと(通知義務)
 ・ご契約内容に次の変更が生じた場合には、必ず事前に取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、あるいはご通知が遅れた場合には保険金をお支払いできない場合があります。
 ①建物などを売却・譲渡等により名義を変更するとき。
 ②建物の構造または用途を変更するとき。
 ③家財などを引っ越し等により他の場所へ移転するとき。
 ＊価額協定保険特約を付帯した場合には価額協定保険特約特約条項の通知義務に記載する事項についても通知ください。
 ④建物の増築、改築もしくは一部取り壊しをするとき。
 ⑤被保険者の家族構成に変更があったとき。
 ⑥建物の買い替えや建て替えをするとき。
- 事故にあわれたら
 ・事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。事故の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、個人賠償責任担保特約に関わる示談につきましては、必ず引受保険会社と相談の上、交渉をおすすめください。
- 保険料の払込方法
 ・保険料(分割のときは分割保険料)はご契約後、所定の払込期日までにお支払ください。所定の期日までに保険料のお支払いがない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- 取扱代理店への業務委託について
 ・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行なっております。したがって取扱代理店とご締結いただいている有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約されたものとなります。

個人情報の取扱について

- 日立キャピタル損害保険(株)は、契約に関する個人情報、保険引受・支払いの判断、契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行なう為に取得・利用し、業務提携先(保険代理店を含む)、保険仲立人、再保険会社、預金口座振替に関わる金融機関、集団が委託する保険料集金業務委託先、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な
- 非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的の範囲で利用を行います。
 詳細につきましては、日立キャピタル損害保険(株)のホームページ
 (<http://www.hitachi-ins.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。
- 申込人は、これらの個人情報の取扱に同意の上ご加入ください。

ご契約のお申し込みの撤回等(クーリングオフ)について

- ご契約のお申込後であっても次のとおりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(クーリングオフ)を行なうことができます。
 (1)ご契約をお申し込みいただいた日またはクーリングオフの説明書を受領された日いずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行なうことができます。
 (2)クーリングオフされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に当社宛に必ずハガキによる郵便でご通知ください。ご郵送いただくハガキには次に必要事項をご記入ください。
 ①ご契約をクーリングオフする旨の内容
 ②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名(捺印)、電話番号
 ③ご契約を申し込まれた年月日
 ④ご契約を申し込まれた保険の内容(保険の種類、証券番号)
 ⑤ご契約を申し込まれた取扱代理店名
 ＊ご契約を申し込まれた代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- (3)クーリングオフされた場合には、すでにお払込になった保険料は、すみやかにご契約者にお返しいたします。また、引受保険会社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。
 ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間(ご契約期間)の開始日(保険期間の開始日以降に保険料が支払われたときは、当社が保険料を受領した日)からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただく場合があります。
 ≪クーリングオフできない場合≫
 次の契約はクーリングオフできませんのでご注意ください。
 ・保険期間が1年以下のご契約(自動継続をセットした契約を含みます。)
 ・営業または事業のためのご契約
 ・法人または社団・財団等が締結したご契約
 ・質権が設定されたご契約
 ・第三者の担保に供されたご契約
 ・通信販売特約により申し込まれたご契約
 なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、その事実を知らずにクーリングオフの申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。